

子どもの権利に関する条例を策定しました

この条例は、子どもに対する虐待やいじめの増加など、子どもの人権が軽視される傾向にある社会情勢を踏まえ、すべての子どもを一人の人間として認め、権利を保障し、子どもの幸せと健全な成長を社会全体で支えていくために策定しました。

条例の策定にあたっては、市民と協働でつくることを前提に、学識経験者や福祉・教育に関係する団体の代表などで構成する「子どもの権利に関する条例策定検討委員会」を設置し、新しい条例の作成作業を進めていました。本年の市議会第1回定例会において、条例案が原案どおり可決承認されました。

今後、子どもを含む市民の皆さんに対して、子どもの権利に関する知識の普及や意識の啓発を図るとともに、子どもの権利の尊重と保障に関する具体的な取り組みなどについて「子どもの権利推進委員会」を設置し、市民の皆さんの意見を取り入れながら進めていきます。

☒ 子育て支援課(内線266)

前文

私たち大人は、子ども一人ひとりが生まれながらに持っている権利が、侵害されることなく、健やかに育つことを一番に願っています。

そのために、大人は、子どもの権利を尊重するとともに、全力を持ってその権利を保障しなければなりません。

子どもの皆さん。

大人は、あなたたち子どもの権利を最大限に尊重し、保障します。

子どもの皆さんも、生まれたときから持っている権利を大切にしてください。もし、持っている権利が侵害されそうになったときは、大人に相談してください。

自分にだけ権利があるわけではありません。すべての子どもには、平等に権利があることを分かってください。お互いを思いやる気持ちが大切です。

そして、権利と同じように義務や責任の大切さについても分かってください。お互いに義務や責任を果たすことにより、お互いの権利を守ることができます。

石巻市は、国際連合総会において全会一致で採択された「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、子どもの権利が尊重され、そして保障されるまちであることを明らかにし、ここに「石巻市子どもの権利に関する条例」を制定します。

●ご存知ですか？

(特別)児童扶養手当・母子父子家庭医療費助成制度

児童扶養手当

父親がいない家庭などで次の児童の母、またはその児童を養育している方に支給されます。

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父が死亡した児童
- ・ 父が重度の障害者である児童
- ・ 父の生死が明らかでない児童
- ・ 父から1年以上遺棄されている児童
- ・ 父が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・ 未婚の母から生まれた児童
- ・ 未婚の母から生まれた児童
- ・ 遺族年金などの公的年金受給者や施設入所者などは手当が支給されません。

手当月額(物価スライドなどにより改定される場合があります)
児童1人の場合

- 全部支給 41,720円
- 一部支給 41,710円
- 9,850円の間10円単位で区分
- 2人目 5,000円加算
- 3人目以降 1人につき3,000円加算

※手当を受給してから5年を経過したとき、または、支給要件である離婚や死別などから7年経過したときは、手当額の2分の1が減額となる場合があります。

特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童の父母、またはその児童を養育している方に支給されます。

※所定の診断書により障害の程度を判定しますが、療育手帳Aに該当するときや、身体障害者手帳の1級と2級および3級と4級の一部に該当するとき(内部障害は除く)は、診断書を省略できる場合があります。

※児童が福祉施設に入所しているときや、障害を事由とする公的年金を受けているときは支給されません。

手当月額(物価スライドなどにより改定される場合があります)

- 1級 50,750円
- 2級 33,800円

母子・父子家庭医療費

母子・父子家庭を対象に医療費を助成する制度です。

健康保険などにより、本人の負担する額から、入院の場合は1件2,000円(食事療養費除く)、外来の場合は、1件1,000円を差し引いた金額を助成します。ただし、高額医療費または、付加給付金が支給される場合は、その額を差し引きます。

※いずれの制度も所得制限があります。

☒ 子育て支援課(内線424)・各総合支所保健福祉課

ご利用ください!

石巻市 出前講座

市では、生涯学習事業の一環として出前講座を行い、多くの市民の皆さんに活用していただいています。

市役所の仕事の各分野で、市民の皆さんの知りたい、学習したい内容を講座メニューから選び、市職員が講師となつて皆さんの学習のお手伝いをします。

申し込みできる方 原則として市内に在住・在勤・在学している10人以上の方で構成された団体やグループ

開催時間 午前9時から午後9時までの2時間以内

申込方法 開催しようとする日の14日前(講座によっては1カ月前)まで申込用紙に記入し、各公民館(石巻中央公民館・渡波公民館・稲井公民館・蛇田公民館・茨浜公民館・河北公民館・雄勝公民館・河南公民館・桃生公民館・北上公民館・牡鹿公民館)へ申し込んでください。

講師料 無料

ただし、会場借上料などは主催者側の負担となります。

☒ 生涯学習課(内線606)・各公民館

市民課窓口を毎週月曜日午後7時まで延長しています

市民の皆さんへのサービス向上を図るため、窓口の業務時間延長を毎週月曜日午後7時まで行っています。

通常の間時間帯で市役所にお出でになれない方は、ぜひ、ご利用ください。

期 間 平成22年3月までの毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌火曜日）
時 間 午後7時まで
取扱業務 住民票の発行、印鑑登録証明書の発行、戸籍謄抄本の交付

緑の羽根募金にご協力を！

募金期間 5月1日(金)～31日(日)

市では、3月27日(金)に石巻市緑化推進委員会を設立し、一般家庭を対象とした「緑の募金」を行います。

この募金は、私たちが将来にわたり緑豊かで潤いのある生活を送れるように、地域の緑環境の整備に生かすことを目的としています。

「緑の協力員」が募金に伺いますので、ご協力をお願いします。



☎ 農林課 (内線538・284)

時間延長で対応のできないもの

- ・印鑑登録・暗証番号登録など
- ・転入、転出、転居などの異動手

※総合支所および支所では窓口の時間延長は行っていません。

☎ 市民課(内線258・261)

来年度入学するお子さんのことで、不安になったり悩んでいませんか？

教育委員会では、来春、小学校に入学予定のお子さんを対象に入学後の学習や学校生活についての相談を行います。相談の対象になるのは、次のようなお子さんです。あらかじめ電話で

予約してください。

- ・落ち着きが無く集団に入れないお子さん
- ・人とのかわりがうまくとれないお子さん
- ・目や耳、体の不自由なお子さん
- ・体の弱いお子さん・発達が気がかりなお子さん
- ・言葉がうまく話せないお子さん

と き

6月5日・12日・19日・26日・7月3日・10日・17日・24日・31日の各金曜日

午前10時～午後4時

☎ 学校教育課(内線602)

浄化槽を使用している皆さんへ！

浄化槽がきれいな水を流し続けるためには、保守点検・清掃・法定検査が必要になります。

なお、保守点検契約などが済んでいない場合には、詳しい内容について、登録業者にご相談ください。

◆登録業者名(市内)

- ・(株)石巻浄化槽管理センター (☎93-4521)
- ・(有)おしかオーエムシー (☎45-2139)
- ・石巻環境サービス(株) (☎96-6420)
- ・(有)宮城環境システム (☎21-7555)
- ・清美総合管理(鈴木清夫) (☎24-3383)
- ・(有)高橋設備 (☎58-2326)
- ・(有)河北浄化槽管理事務所 (☎62-4153)
- ・(株)ピー・エム設備企画 (☎75-2905)
- ・(株)高橋施工 (☎62-0027)
- ・(有)グリーンサービス (☎61-1088)
- ・(有)相沢住設 (☎67-3066)

※市外の業者は、お問い合わせください。

☎ 下水道管理課(内線374)

学生の皆さんへ

国民年金学生納付特例の申請はお早めに！

本人の所得額によって、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生の皆さんも20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。本人の前年の所得が118万円以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の適用を申請により受けることができます。

また、この制度が承認されると期間中に事故や病気で重度の障害が残った場合には、障害基礎年金を受けことができ、将来の老齢基礎年金についても受給資格期間に算入されます。

※申請が遅れた場合、万が一障害を負ってしまった場合などに年金が支給されないことがありますので、申請はできるだけ早めに行ってください。学生証の写し、または在学証明書が必要となります。

☎ 石巻社会保険事務所 ☎22-5117・保険年金課(内線262・257)・各総合支所・各支所

男女共同参画のお話 出前します！

市では、男女共同参画、男女が働きやすい職場、仕事と家庭生活の両立などについて理解を深めていただくため、出前講座やビデオの貸し出しを実施しています。

地域や職場での集まりや研修に、ぜひ、活用してください。

◇出前講座

- ・「21世紀はみんなが主役」～男女共同参画の概要と石巻市における男女共同参画の現状について学びます。
- ・「ワーク・ライフ・バランスってなに」～働きがいのある職場と生き生きとした暮らしの両立について事例を通して学びます。
- ・「男性も女性も働きやすい職場環境を目指して」～男性も女性も働きやすい職場環境づくりについて事例を通して学び、セクハラへの対処についても学びます。

◇貸出しビデオ

ビデオは20分から30分程度です。(貸し出し日3日前までご連絡ください)

- ・「地域こぞって子育てを！～薬丸裕英が聞く樋口先生の育児支援ガイド～」
- ・「体験！発信！チャレンジ・ストーリー～まちづくりにかける元気な女性たち～」など

☎ 男女共同参画推進室(内線600・608)